

「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例施行規則」の一部改正について（概要）

県土整備部都市整備局

公園緑地課

<改正理由>

全庁としての行政手続における押印の見直しに伴い、「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例施行規則（平成 20 年千葉県規則第 15 号。以下「規則」という。）」についても、景観づくり地域協定及び景観づくり地域活動団体、景観づくり社会貢献事業者の認定に関する様式に記載のある押印の必要性を検討した。

については、全ての様式（第一から十号）における押印を削除することとし、規則の一部改正を行う。

<改正内容>

認定申請に係る様式において、「㊟」を削除し、それに伴う注釈を修正する。

・改正様式

規則に規定された第一から第十号様式
別紙新旧対照表のとおり

<施行期日>

令和 4 年 4 月 1 日とする。